

# 脱原発情報

発行 双葉地方原発反対同盟 責任者 石丸小四郎

970.8026 いわき市平城東3-2-3 セレーノ城東GM1003

TEL・FAX 0246-25-7737 携帯 090-4477-1641

E-mil : ishimaru19430106@gmail.com http://blog.goo.ne.jp/hangenpatu546

## 東電福島第一原発1号機カバー撤去 高線量下での作業の連続

東京電力は 22 日、福島原発 1 号機を覆う原子炉建屋カバーの解体に向け作業を着手した。(資料1)

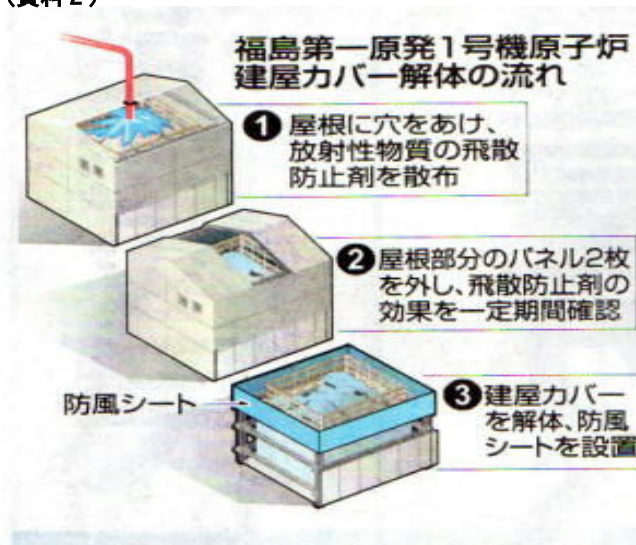
**一般の解体現場で使う防風シートを設置 150.5 ミリシーベルトと人が近づけない線量だ**  
解体後、建屋上部に残るがれきを撤去し、2017 作業は、線量が高く中に人が入れないため、建屋  
年度中に使用済み燃料プールにある 392 体の使用 内にバルーンを上げカメラやフロアの線量を調査  
済み核燃料の取り出し (資料1) 原子炉建屋に穴を開ける作業が始まった  
に着手するという。

東電によると、遠隔操作のクレーンでつり下げた機器を使って穴を開けて放射性物質の飛散防止剤を建屋に散布する作業を行った。

この日の作業は全部で6枚ある屋根部分のパネルのうち1枚で実施。今後8カ所に穴を開け計 4,000 ㊦の飛散防止剤を散布するという。カバー解体の流れは(資料2)のように①屋根に穴をあけ、放射性物質の飛散防止剤の散布する②屋根部分のパネルを外し、飛散防止剤の効果を一定期間確認③建屋カバーを解体、防風シートを設置するという手筈だ。



(資料2)



東電発表によると2階で 150.5 ミリシーベルト/時、3階で 33.6 ミリシーベルト、4階で 20.1 ミリシーベルト、5階で 53.6 ミリシーベルトと中で作業員が入り仕事出来る線量ではないことが判明している。昨年の5月～8月にかけて1兆 2,000 億ベクレルの大気浮遊じん(チリやホコリ)と降下物(雨)が浜通に降り注いだことを忘れてはならない。とにかく「監視・監視」をして行かなければならない。

今回の作業で数百㊦離れた敷地でも毎時150 マイクロシーベルトを超える高線量であったという。一瞬の油断も許されない作業が続いてい

これまでの外部には全く伝わらなかった内部の。「事故収束」は夢物語に過ぎないのだ。

# 偽装健康診断書と特殊勤務手当（危険手当）ピンハネ問題は被曝労働の病巣そのもの！

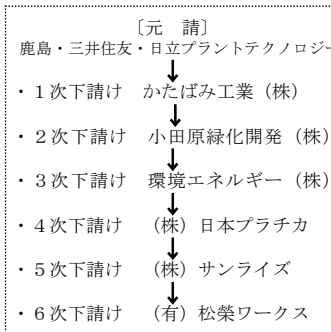
（資料1）は国直轄除染に従事していた作業員の健康診断書が偽装されていたことを伝える新聞である。偽装されていた「ひらた中央病院」（石川郡平田村）は10月2日「有印私文書偽装・同行使容疑」で被疑者不詳のまま刑事告発している。偽装健康診断書は“冰山の一角”であり、原発と除染下請け労働者の間に限りなく広がる、その病巣と問題点を探ってみた。

（資料1） 診断書偽装を伝える新聞

Aさんは2012年8月、ハローワークで「ミックス」という業者による除染作業の求人に応募した。「同社は統合された」と聞かされ同26日、(有)松榮ワークスとの間で雇用契約を交わした。内容は、田村市内の森林除染作業で日給11,000円、宿泊・朝昼食無料提供などの条件であった。特殊勤務手当に関する言及はなかったと言う。



（資料2） Aさんの下請け多重雇用



同27日に放射線講習と入城WBC（ホルボデーカッター）の測定を受けたが健康診断は受けさせてもらえなかった。同28日に田村市で除染に従事したが10月10日に現場で蜂に刺され、労働災害として1日入院。同12日現場に戻ったが「一度、蜂に刺されると危険性がある」とのことで福島市内の除染に移動している。福島市内では殆ど仕事がなく同31日(有)松榮ワークスを退社した。

（資料3） 除染電離放射線健康診断個人票

退社時に行う健康診断もなく放射線管理手帳も渡されなかった。

健康診断についてはAさんだけでなく同僚の多くが受診していなかった。受けてもない健康診断と電離放射線診断個人票（資料3）はすでに作成されていたのだ。「医師名」は実在する「菊池クリニック」の名称と院長名が記載され三文判が押されていた。記載内容は身長・体重など基本情報を含めてデータラメで、労働者はそれぞれ「受診日は〇月〇日と言うことにおいて」と担当にいわれた。「これは偽装じゃないか？」と指摘する労働者もいたが「わからないから大丈夫」との返答が帰ってきた。

（資料4） 10数年前に偽装診断書に使われた印章



Aさんの一般診断書には、医師氏名欄に医療機関や連絡先が一切書かれおらず「宮原和子」という個人名が記載されただけで無印であった。

同年12月21日、2次下請けの小田原緑化開発（株）の担当者が採用時の労働条件通知書を持ってきた。その通知書には、未払いだった特殊勤務手当は本来10,000円だったのが3,000円の計算で払われ、日給の減額、無料だったはずの宿泊費などの天引きなど一方的な雇用条件の変更が行われていた。

このように偽装健康診断書と特殊勤務手当のピンハネ、宿泊費徴収など契約違反行為は除染労働者を“食い物”にする脱法行為で「医師に払うべき健康診断書代金を懐に入れ、既往書や持病による雇用のミスマッチを避ける」徹底した収奪を行おうものである。

この調査の過程で、すぐ頭に浮かんだのが、今から10数年前の原発労働者の診断書偽装問題であった。除染労働の偽装と寸分違わぬ行為が行われていたからである。当時4次下請けの社長（故人）が、これまでのしよく罪からか「原発の裏側」を話してくれた。その一つが（資料4）の「偽造印章」と（資料5）の「偽装健康診断個人表」であった。

（資料5） 偽装された健康診断個人票

これを見ると双葉郡の病院名と医師名が複数ある。寺嶋某が事務担当者で「異常ナシ」の印章もある。診断票に「既往歴・自覚症状」にそれが押されている。

この問題は東電交渉の場で取り上げ責任を追及したが「雇用関係がない」とのことで平行線を辿った経緯がある。

法令違反や危険手当不払いなどゼネコンひきいる下請け多重構造と、そこに除染労働を丸投げしている国の問題が見えてくる。

関係省庁と元請ゼネコンは、かかる問題を構造的問題として直視し、直ちに再発防止に当たる必要がある。廃炉と除染が東日本で緊急の課題でありながら雇用問題で危機に瀕していることを知らねばならない。

# 甲状腺がん・疑い104人、経過観察必要1,200人を超える！

福島県の「県民健康調査」では、事故当時18歳以下の子どもたちについて、今年6月までに、約30万人の甲状腺超音波検査が行われ、104名が甲状腺腫瘍（悪性・悪性疑い）と診断され、58名がすでに手術を受けたと報告されている。

手術を受けた人々も含め1,200名以上が経過観察が必要と診断された（資料1）。

（資料2）は甲状腺がん及び疑いのある人たちの居住地の分布図がである。

福島県及び、周辺の被災地の子どもたちは事故直後、放射性ヨウ素の吸入や経口摂取の機会があったことはまぎれもない事実である（資料3）。

国と県は事故直後にSPEEDIの活用とあわせ、必要な防止策を取るべきであったが、情報を住民に伝えず、ヨウ素131が減衰する前に甲状腺被曝量の適切な実測と推定をしていなかったことは国と県の責任は重大である。

「甲状腺がんの多発の意味は重大」と指摘する研究者もいる（注1）。「初期被曝が相当量存在した事実は、今後様々な健康障害を生じることを示している。小児甲状腺がんや小児白血病、中枢神経系腫瘍、リンパ腫、腎臓がんなどである…。大人の甲状腺がんや固形がん…（略）などである」「科学的治療と補償については、治療に関しては科学的根拠に基づいた最善の医療が受けられるよう、必要なセカンドオピニオン（より良い決断を得るため専門知識を持った第三者の意見）が受けられるように体制を補償すべきこと」「健康被害の増加に関しては、科学的な治療法、補償など、患者に出来る限り援助体制を社会全体として早急に検討すること」としている。

19歳以上の医療費無料化は喫緊の課題である。

【出典】・1頁（資料1）NHKニュース（資料2）2014.10.23 福島民報・2頁（資料1）2014.10 朝日新聞（資料2・3）全国一般いわき自由労組（資料4・5）双葉地方原発反対同盟・3頁（資料1）新聞各紙（資料2）津田敏秀岡山大学環境生命科学研究科（資料3）原発はいますぐ廃せよHP（注1）津田敏秀岡山大学環境生命科学研究科、ヒバク反対キャンペーン

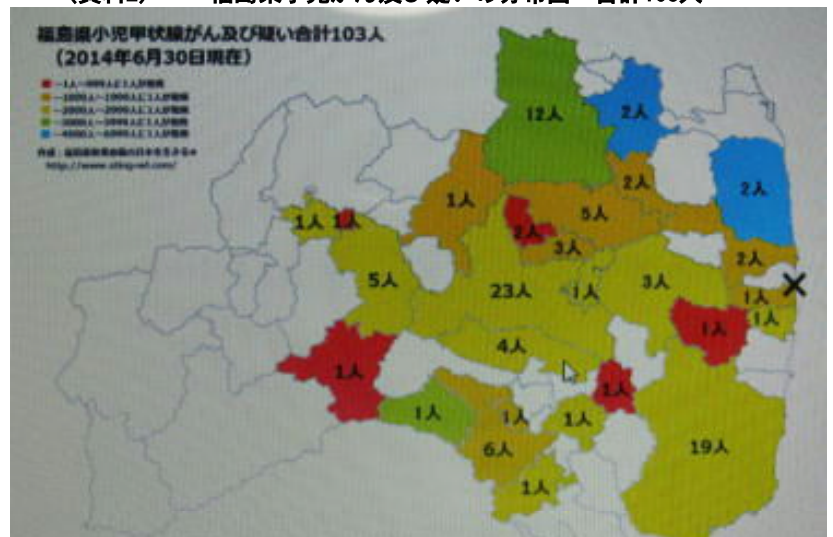
## （資料1）県民健康調査小児甲状腺調査結果

〔2014年6月30日現在〕

調査対象者	367,707
受診者	296,026
2次検査対象者	2,237
2次検査受診者	1,951
2次検査検査確定	1,848
通常診療で治療や経過観察が必要	1,225
悪性または疑い	※ 104
手術した	※ 58

※1人は術後に良性と確定判断

## （資料2）福島県小児甲状腺がん及び疑いの分布図・合計103人



## （資料3）ヨウ素131土壌汚染全データ線

